

令和4年度 第2回 岡山県教科用図書選定審議会 議事概要

令和4年5月25日(水)

岡山県庁3階 大会議室

10:00~12:00

1 経過報告

(1) 第1回選定審議会について

(●事務局から経過報告)

- ・採択の観点について
- ・第1回の議事録の確認
- ・選定に必要な資料について、3回にわたって調査研究を行った。

(2) 「選定に必要な資料」について

(●事務局から経過報告)

(3) 会の成立について

- 事務局：審議会に委員15名の内15名の出席により本審議会が成立していることについて報告。

2 議事

(1) 「令和5年度使用義務教育諸学校の教科用図書(学校教育法附則第9条の規定による教科用図書)研究資料」について

(●事務局から資料について説明)

- 委員長：専門調査員による研究資料の説明があったが、意見を伺いたい。

○委員：・(1)食べ物に関する手話についても学ぶことができる図書で、前のページでなぞなぞが出題され、次のページで答えとしてその食べ物が示されているという構成であるが、食べものだけではなく、関連する手話なども示されている。研究資料の記述内容や表現の仕方について、追記することができるか。

・(2)交通安全についての図書で、道を渡るときに「横断歩道を渡る」という記述があるが、より正確には「車が止まるのを確認してから渡る」であろう。当該図書を教科書として用いるならば、副教材等の配慮が必要ではないか。

・(3)ストレスマネジメントについての図書で、苦手なことに取り組むことをストレスと感じたときは、その対処法として「好きなことや楽しめることを見つける」という項目がある。この文章だけであれば、苦手なことには取り組まないという自分なりの対処法を考える子どもに、いかに指導するか。副教材等の配慮を要するのではないか。

・(4)「学校では教えてくれない大切なこと」というタイトルの図書について、内容を見ると、学校で学んでいくことが多く書かれている。ミスリードをしかねない題名について、何らかの補助が必要ではないか。

- 委員長：(1)は、「次のページで答え及び関連する手話を示す構成となっている」等の追記ができ

るか。(2)、(3)では、説明を付け加えて対応するというのでいかがか。(4)では、自分で考えることの大切さを学べるように支援いただくことで対応できるか。

●事務局：(1)では、研究資料への記述を追加することとしたい。(2)～(4)では、主たる教材として各図書を活用しつつ、使用に際しては口頭で対応することや副教材等も活用をすることを通じてより正しい理解となるよう、配慮を求めてまいりたい。

○委員：了承した。

○委員：学習指導要領では、特別の教科道徳の目標を達成するために指導すべき内容が4項目示されている。研究した図書において、研究資料には2項目となっているものがあるが、目次や内容を確認したところ、4項目とも含まれていると考えるがいかがか。

○委員長：新規に調査研究した複数の道徳の一般図書において、研究資料の記述量の多寡を調整できるか。

●事務局：対応したい。

○委員：了承した。

○委員：ある一般図書の研究資料の中に、「保護者の方へのメッセージ」についての言及がある。一方で他の図書には記載がないが、どのように認識すべきか。

●事務局：当該図書に記載があるため、客観的な視点に基づいて、研究資料に掲載している。

○委員：了承した。検定済教科書やドリル等の一律の教材による学習だけでは対応できない子どもたちに対して、実際に書籍に触れて学ぶことのできる一般図書をしっかり活用していただきたい。

○委員：教科書を教えるのではなく、教科書で教えることが大切である。いずれの図書も、主体的・対話的で深い学びの観点で、児童生徒に考えさせる内容が多く含まれているものであり、適切である。

○委員：特別支援学校に通う知的障害のある児童生徒に役立つ一般図書を選定し、調査研究されている。教師を通じて、自己肯定感を持って、主体的・対話的で深い学びができるようにしていただきたい。

○委員：夢を持って将来に向かって頑張ろうという気持ちで、主体的に学んで学力を伸ばすことが

大切である。いずれの一般図書も、自ら次へ次へと見ていきたくなる図書である。これらの図書を教科書として使用しながら、普段の授業において児童生徒が学ぶ場をしっかりと整えていただきたい。

○委員長：令和5年度使用義務教育諸学校の教科用図書（学校教育法附則第9条の規定による教科用図書）研究資料について、微調整・訂正の上、答申としてよいか。

○委員：了承した。